

平成27年 第15回教育委員会会議録

1 日 時

平成27年12月16日(水)

開会 13時30分

閉会 14時40分

2 場 所

教育委員会室

3 出席した委員

金田清委員長、橋正徹委員、中村健一委員、眞鍋知子委員、横山真紀委員、木下公司教育長

4 説明のため出席した職員

金戸清外志教育次長、竹中功教育次長、齊田正活教育次長、表純一教育次長兼教員指導力向上推進室長、平畠敏彦教育次長兼教育振興推進室長、脇田明義庶務課長、宮崎栄治教職員課長、小浦寛学校指導課長、篠原恵美子生涯学習課長、浅田隆文化財課長、森山喜博スポーツ健康課長

5 議案件名及び採決の結果

- 議案第40号 石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正について (原案可決)
- 議案第41号 いしかわ歴史遺産の認定について (原案可決)

6 報告案件

- 第1号 「第2期 石川の教育振興基本計画(仮称)」中間まとめ(案)について
- 第2号 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における石川県の結果概要について

7 審議の概要

・開会宣告

金田委員長が開会を告げる。

・質疑要旨

議案第40号 石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正について
(脇田庶務課長説明)

資料1頁をご覧ください。

1の提案理由でございますが「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法の制定に伴いまして、今年の9月議会において石川県個人情報保護条例の一部改正が行われたことから、所要の規則改正を行うものであります。

2の根拠法令は記載のとおりでございます。

3の改正の内容でございますが、(1)任意代理人、本人の委任による代理人でございますが、その任意代理人の確認に関する規定の追加、及び(2)任意代理人からの開示請求等に対応するための所要の様式改正でございます。

これまで教育委員会が取り扱って来ました個人情報においては、本人及び法定代理人のみに開示請求が認められてきましたがこれに変更はございません。

今年9月議会における石川県個人情報保護条例の改正に伴いまして、個人番号を含む個人情報、いわゆる特定個人情報の場合に限って、任意代理人も請求できるようになったものでございまして、教育委員会ではあまり例はなさそうではございますが、国の行政機関等と同様の取扱いとするものでございます。

5の施行日につきましては、個人番号の利用が開始される平成28年1月1日でございますが、一部、今後予定されております県が他団体との間で照会・提供を行った場合の取扱いに関する規定の施行日につきましては、施行期日を定める政令のとおりとするものでございます。

最後に前後しましたが、4の改正案につきましては2頁から18頁の記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【質疑】

(金田委員長)

教育委員会というより石川県全体での規定の整備ということですよ。

(脇田庶務課長)

教育委員会では例はなさそうですが、国及び県の他の機関と同様の規定を定めておきたいというふうに思っています。

(金田委員長)

では、この件につきまして、他にご発言はありませんでしょうか。

それでは、採決を求めます。

(全委員)

異議なし。

第41号 いしかわ歴史遺産の認定について

(浅田文化財課長説明)

19頁をご覧ください。

1の提案理由は、今年度新たに創設した「いしかわ歴史遺産」の認定を行うためでございます。

2の根拠法令は、記載のとおりでございます。

3の内容につきましては、次頁をお開き願います。

1の概要ですが、「いしかわ歴史遺産」は、全国に本県の魅力を発信し、観光誘客や地域活性化を図ることを目的としたもので、各地域で世代を超えて受け継がれている歴史、伝承、風習や有形・無形の文化財をそれぞれ関連づけ、その魅力をわかりやすく説明したストーリーを認定するもので、県が今年度新たに創設した制度でございます。

なお、認定は2020年までに20件程度を予定しております。

2のこれまでの経緯でございますが、7月末から8月末にかけてそれぞれの市町の魅力を伝えるストーリーについての申請を受付け、11市町から16件のストーリーの申請がございました。

また、9月から10月にかけてそれぞれの申請案件毎にヒアリングを行い、必要に応じて現地調査を実施したところであります。

こうした調査等を踏まえたうえで外部の方を含めた審査委員会を開催し、今回お諮りいたします5件の認定候補を選定したところであります。

3の認定候補に選ばれた5件でございますが、

最初に金沢市から申請のありました「三つの寺院群と茶屋街 ～歩く・観る・祈る～」でございます。

内容は3つ寺院群を散策し、茶屋街では伝統芸能などを楽しむことが出来るストーリーとなっております。

次に七尾市からは「七尾城が語る”能登の戦国都市物語”」でございます。

国内屈指の山城である七尾の地名の由来ともなった七尾城を巡るストーリーで、畠山文化や長谷川等伯も含めたものとなっております。

小松市からは「平安の世の歴史物語が息づく歌舞伎のまち・小松」でございます。

歌舞伎「勧進帳」の舞台となった「安宅の関」やお旅まつり、曳山子供歌舞伎を受け継ぐ小松を「歌舞伎のまち」とするストーリーとなっております。

輪島市からは「平家の末裔 時国氏の繁栄」でございます。

能登平家の末裔である「上時国家」及び「時国家」、この両家をテーマとしたストーリーとなっております。

羽咋市、志賀町、宝達志水町から共同で申請のあった「漂着神（よりがみ）の聖地～日本海交流が伝える祈りと祭りの文化財めぐり～」でございます。

これは気多大社、寺家遺跡、妙成寺など各地に点在する漂着伝承を「漂着神（よりがみ）」たちの足あとと位置付けるストーリーでございます。

以上の5件でございますが、いずれの候補も本県の魅力を伝えるに相応しいものとなっております。

4の認定の日につきましては、後日、認定証の交付を予定しておりますが、その交付日としたいと考えております。

認定後は、総合パンフレットの作成やホームページによるPRなどを予定しているところであります。

なお、それぞれのストーリーの概要は、次頁のとおりであります。

また、別冊で議案第41号関係資料としまして、5つのストーリー及び構成文化財の写真を配布させていただいております。

ご審議のほどよろしく願います。

【質疑】

(中村委員)

この5件の申請については、どこが申請をしてきたのでしょうか。

(浅田文化財課長)

県内の19市町からの申請でございます。

(中村委員)

例えば、白山市などはここに載っていないのですが、関心が無かったということなんでしょうか。

と言いますのは、その町の特徴、どちらかと言うと観光的・歴史的部分がポイントとなっている面があるので、そういうのはその都市毎にあると思うのです。

したがって、白山市も十分作れると思うのですが、なぜ入っていないのですか。

(浅田文化財課長)

申請につきましては、11市町から16件ございました。

そこから本年度は、5件を認定して2020年までに20件程度を認定したいと考えています。

(中村委員)

市の観光課のようなところが申請の主体になっているのですか。

(浅田文化財課長)

基本的には各市町の教育委員会宛に通知を出していますが、決して教育委員会だけにとどまらず観光部局とも相談して提案してほしい旨の説明会も開いております。

(中村委員)

これを見るとまだ珠洲とかいろんなどころから出てきそうな感じがしますね。

(橋正委員)

今後、各市町から順次出てくるのでしょうかね。

(木下教育長)

20件程度という視点は1市町1件程度と、場合によっては出てこないところもあるでしょうから1件とか2件とかというイメージです。

今回、5件が選ばれましたのは審査をしていただきまして、きれいにブラッシュアップされたものを優先にさせていただきました。

そういう意味合いで、今少し審査に漏れたものも来年度以降ブラッシュアップを更にしていただいて、良い形でストーリーを再構成していただくということになれば、来年、また再来年の候補として選ばれてくるという形になって来ようかと思っています。

(中村委員)

市が積極的でなかったとか、インパクトのない内容で出してこなかったということもあるんでしょうけど、例えば白山市で言うと、白山というのは凄惨な山なので、その山岳信仰は2千百年も前からつながっているという日本史に残るような凄惨さがあるわけですね。

そういうものは、当然堂々と入っていなければいけないという感じを受けるんですがね。

(木下教育長)

白山は霊峰白山ということで、世界遺産の候補として申請したという経緯もありまして、ちょっとランク付けとしては「いしかわ歴史遺産」の上位に位置するなあという感じで、また白山市の方でも検討するということです。

(金田委員長)

16件あって5件を選ばせてもらったということで、11件は落ちたということだね。

(浅田文化財課長)

それはブラッシュアップして、また来年にということですが、

(金田委員長)

落ちてでもまた次の機会があるということですね。

(浅田文化財課長)

そうです。

(横山委員)

この「いしかわ歴史遺産」を20件作り上げるということは、今、お話があったようにブラッシュアップしながら各地域で内容の深いものに固めて、それを2020年に一斉にパンフレットなどでPRしていくのでしょうか、それとも、毎年5件ずつを丁寧にPRしていくのかという点と、

もう一つは、「いしかわ歴史遺産」というひとつのブランドというかカテゴリーを作るわけですが、その全体のトーンのいろいろなバランスがあると思うのですが、ネーミングもそれぞれ地名があったり、サブタイトルがついて物語があったりとかまちまちですが、この辺りの方向性はどのよな予定でいるのでしょうか。

(浅田文化財課長)

今回は5件ですが、今後、毎年数件ずつ選ばせていただきたいと思います。

今回の5件につきましてはパンフレットやホームページを作らせていただきますし、県観光戦略推進部が今後観光PRする際にも「いしかわ歴史遺産」としてPRしていただく形になっております。

市町についても、どちらかと言うと観光部局が中心になって各市町のまちづくりの方向性と一致したものになっており、例えば小松市も「歌舞伎のまち」という形で市自身が動き出しています。

20件まとめてというよりも、今年度はまずは5件、来年度にも数件選ばせてもらい全体で10件程度と徐々に件数を増やした形で広報していきたいと考えています。

(眞鍋委員)

今後、認定後の活用の仕方に非常に興味がありまして、せっかく教育委員会と観光部局が一緒になって応募、申請してもらったというものですので、単にひとつひとつの観光地をつないでストーリーを作ったというものとしてだけではなく、それを是非地元の子供たちとか住民の方が活用されていくというか、そういう面に向けてどのような考えを持っていらっしゃるのか、単にパンフとかホームページで宣伝すれば良いにとどまらない活用の仕方について少し考えをお聞かせいただければと思います。

(浅田文化財課長)

市町の方で観光部局は誘客のツールとして使うと思いますけれど、教育委員会の方では、これを教育機関の中で活用していただけるようにお話をさせていただきたいと思っています。

各地域の自慢と言いますか誇りのようなものでありますから、子供たちにも是非知っていただきたいと考えております。

(眞鍋委員)

そこをしっかりとやっていただきたいと思います。

お願いいたします。

(中村委員)

例えば、金沢市の金沢城は「いしかわ歴史遺産」ということからすると大きすぎるからということで、主役が載っていないと歴史遺産という言葉には違和感があるかなあと思う。

やっぱり金沢城と言うのは、歴史遺産のある意味で最大のもののような感じを受けるわけで、県教委も一所懸命にやっていますよね。

そういうものを敢えて外してということがね、

(木下教育長)

基本的に「世界遺産」があって、「国宝」級のものがあってですね。それから「日本遺産」というものがあって、そして「いしかわ歴史遺産」と、こういう位置付けになっています。

各県でこういうものを設けているわけではありませんが、石川県の特徴としては、私どもとすれば「日本遺産」級のものが数多くあるというふうに思っております。

しかし、「日本遺産」は2020年までに100件という言い方をされていまして、それでいうと石川県は人口規模別で言うと1件ですし、都道府県の数で言えば2件、プラスアルファで文化性が高いと言っても3件、そう言った程度の数になるのかなあ、そう言ったことで石川県の歴史遺産を評価していただくには、我々としても石川県はもう少しは件数が多いんじゃないかという思いもありまして、「日本遺産」にプラスアルファした形で世界または全国に広報していきたいなあというのが基本的な思いなんです。

前にもお話ししたかも知れませんが、「日本遺産」の中に金沢城が選ばれなかったわけですが、京都もその中心部の文化そのものは選ばれていないですし、それから奈良も

正に仏教文化という形の選ばれ方はしていなくて、それはもう「世界遺産」ですとか「国宝」級の位置付けになっていまして、「日本遺産」としては大き過ぎると言いますか格が違うというようなことで「日本遺産」が位置づけされています。

そう言う中で、我々はこの「いしかわ歴史遺産」というものを位置付けているものですから、今後の検討になるのかも知れませんが、金沢城を入れるかどうか、先程中村委員がおっしゃっていた霊峰白山を入れるかどうかと言うことは、レベル差と言いますかそうものも考えながら我々としても検討していくと言うことになるのかなあというふうに思っています。

(中村委員)

レベルが高すぎると通らないとなると、言葉は悪いですがB級ばかりを選んだみたいなの、A級は違うぞと言うような印象を受けますよね。

(金田委員長)

教育長の話からすると「いしかわ歴史遺産」から順番に上に上がっていくケースもあると、「日本遺産」になるとか、あるいは「世界遺産」にまでいくかも知れませんが、そういうストーリーもあるわけですね。

(木下教育長)

そうです。

ですから、ここでブラッシュアップして将来は「日本遺産」と、そういうものを狙っていくということは当然あって然るべしというふうに思っています。

(横山委員)

今までお話を聞いてお願いというわけではないのですが、今回初めてということですので重要になってくると思うんですね。

旅行でも路地裏旅行というのがすごく流行っているように、観光マップに載っていないところがすごく魅力的になってきていますので、こういった再発見、石川県にはもっとあるんじゃないかというお話は本当にその通りだと思いますので、その位置づけをきちんとしていただきたいと思います。

あと、今のこの5件、今後も皆さんでブラッシュアップしてくださいというのではなく、ブラッシュアップすることが一番大事になってくると思いますので、そういうところに専門員を派遣されたりとか、認定だけではなくブラッシュアップするときにはどうしたら良いかという部分のところに力を注ぐべきではないかと思う点と、

先程も申しましたように「いしかわ歴史遺産」という大きなブランドを作るわけで、例えば、羽咋市他3町の「漂着神(よりがみ)の聖地」というタイトル、すごく魅力的な感じがします。

路地裏旅行であるからなお魅力的に発信していく材料をきっちりと選んでいく必要があると思います。

楽しい遺産というものを作っていただきと思います。

(橋正委員)

どういう形で募集をしたのでしょうか。

例えば金沢だけでも石垣の石を掘り出した戸室ですとか、辰巳用水とか、あるいは徳川家との縁の深い天徳院とか、中村委員のお話されたお城は当然ですけど、

我々門外漢でもパッと浮かぶものが沢山ありますので、そうものがどういうところに位置付けられているかというところがよく分からないのですけれど、第1陣が指定されれば「こういうものか」ということで、また市町が動き出す面もあるかも知れませんよね。

やはりどこの市町にも歴史や伝統が息づいていますので、また今後に期待と言いますか、夢がふくらむ思いがしています。

先日、能登の文化財の絡みで、私、たまたま七尾城に行ってきたのですけれど、とても城郭もしっかりしていて石垣も金沢城に劣らない様々な時代の様々な形の石垣が沢山あって、極めて保存状態も良いもので「これ、良いなあ」と思って見て来たんですが、最近、イノシシの出没が激しくて場所によっては見るも無惨な状態、イノシシの掘った穴で貴重な石垣が崩れるようなことになれば、せつかくの指定に精彩を欠くと言いますか、その辺のケアについて、指定するだけでなく場所によっては指導とか支援がいるのかも知れませんが、その辺り内容によっては、もう一つ考えていかなければならないものがあるのかなと考えながら見させていただきました。

(金田委員長)

話を聞いていると、市町によって受け止める温度差があるような気がしますね。

立派な5件を選んでいただいたと思うのですが、これを見ながら他の市町が「選ばれるんだ」という思いに駆り立てられるんじゃないですかね。

是非、そう言う視点で市町へのきちんとした指導・助言をしていっていただきたいと思えますし、教育委員会としては、小中学校の児童・生徒の「ふるさと教育」にとって非常に大きなものを作っていただいたなと思っております。

子供たちが自分たちのふるさとに誇りを持てるように「いしかわ歴史遺産」というものがこれからも脈々としっかり息づいていってくればありがたいと思えます。

では、この件につきまして、他にご発言はありませんでしょうか。

それでは、採決を求めます。

(全委員)

異議なし。

報告第1号 「第2期 石川の教育振興基本計画（仮称）」中間まとめ（案）について
（平島教育次長兼教育振興推進室長説明）

資料の22頁をご覧ください。

ここには章が5つございまして、左上の第1章から説明をさせていただきます。

第1章の「計画の改定にあたって」でございしますが、詳細については皆さま方よくご存じだと思いますが、平成23年1月に出来ました計画が中間年、5年目を迎えたということで新たに改定するというところでございます。

「計画の位置づけ」につきましては、県政の総合的な指針であります「石川県長期構想」を踏まえた教育分野の指針となる計画としております。

「計画の期間」につきましては、平成28年度から平成32年度の5年間でございます。

次に第2章の「社会の動向と教育をめぐる現状」でございますが、本計画を改定するにあたり、背景となる社会の動向や教育をめぐる現状を概観するために、「社会の動向」につきましては、「地域」「産業」「暮らし」の3項目、「教育をめぐる現状」につきましては、「学力」「子供」「学校・教員」の3項目に分けて整理させていただいております。

第3章の「本県のめざす教育の姿」でございますが、1の「基本理念」、2の「めざす人間像」は、共に現行の計画を踏襲いたしております。

また、3の「基本目標」につきましては、めざす人間像の実現を図るために8つの基本目標を掲げております。

次の第4章「施策の方針」でございますが、基本目標毎に説明させていただきます。

まず、基本目標1の「いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材の育成」でございますが、「地方創生」の動きなどを踏まえまして、「ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成」に加え、創造力やチャレンジ精神、幅広い視野をもって地域産業をはじめとする社会の様々な分野を牽引できる人づくりをめざすため「地域の活性化に貢献できる人材の育成」、「イノベーションを担う人材の育成」、「グローバル人材の育成」など5つの方針を掲げております。

次に基本目標2の「学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力を育成」でございますが、「確かな学力の育成」をはじめ、時代の進展に応じた教育を推進するための「ICTの活用等による新たな学びの推進」、子供たちが社会的に自立して生きていくための基礎となる力や創造性を育むための「実社会で必要とされる資質・能力の育成」や「幼児教育・特別支援教育の充実」など7つの方針を掲げております。

基本目標3「豊かな心と健やかな体を備えた、タフな人づくりの推進」でございます。生命を大切に作る心や、他人を思いやる心、善悪の判断といった規範意識を養うための「心の教育・道徳教育の充実」や「人権教育の推進」をはじめ、「いじめや不登校などへの取組の充実」、「児童生徒の体力・運動能力の向上」、「防災教育・安全教育の推進」など8つの方針を掲げております。

基本目標4の「信頼される質の高い学校づくりの推進」でございますが、教員の大量退職・大量採用による急激な世代交代が本格化したしております。教員の指導力の継承や専門性の向上が課題となっていることを踏まえた上で「教員の資質・能力の向上」や「優秀な教員志望者の確保と育成」をはじめ、学校が抱える教育課題が複雑化・困難化する中、学校の組織的な課題対応力の強化を図るための「学校の組織的対応力の向上」のほか、「建学の精神を尊重した私学の振興」など6つの方針を掲げております。

基本目標5の「高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上」でございますが、高等教育機関が地域に必要な人材の育成を目指す「高等教育機関による「地域の活性化」の推進」などの3つの方針を掲げております。

基本目標6の「社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進」ということでございますが、すべての教育の出発点である家庭の教育力向上と、地域活動の活性化による地域の教育力向上のための「学校・家庭・地域が一体となって取り組む環境づくり」など、3つの方針を掲げております。

基本目標7の「生涯にわたり学び続ける環境づくりの推進」につきましては、県民一人ひ

とりが、様々な機会を通じて学びを深めてもらうための「生涯にわたる学習の推進」のほか、県立図書館の移転・建替による機能充実をはじめとする「生涯学習活動を支える環境の整備・充実」など、3つの方針を掲げております。

最後に基本目標8「ライフステージに応じたスポーツ活動の充実」でございます。県民の誰もが生涯にわたり、気軽にスポーツに親しむことができるための「生涯にわたるスポーツ活動の振興」をはじめ、国際大会等において活躍できる若手競技者の育成や、オリンピックの事前合宿誘致に取り組む「東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取組の充実」など、4つの方針を掲げることとしております。

第5章の「計画の実現に向けて」でございます。

本計画を実効性のあるものとするために「計画の周知・広報」、「地域社会全体の連携・協働」、「計画の進行管理」を掲げております。

なお、23頁、24頁にかけましては、基本目標ごとに「施策の方針」と「主な取組」を整理してまとめてさせていただいております。

次に、25頁をご覧ください。

こちらは、「基本目標」と「施策の方針」について、現行計画と今回の中間まとめ案とを比較したものでございます。

改めまして今回の見直しの視点をこの資料に基づいて申し上げますと、「地方創生」という新たな動きを踏まえ、ふるさと石川に対する誇りと愛着をもって地域社会の一員として主体的に課題へ取り組むことのできる人材の育成や、将来を見通すことがますます困難な時代になりつつある中、主体性を持って多様な人々と協働する態度など、これからの社会を生き抜く資質・能力の育成が大変重要であると考えております。

加えまして、教員の大量退職・大量採用による急激な世代交代の進行や、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催などを勘案した施策にも取り組む必要があるということから、基本目標1におきましては1の「ふるさと石川に対する誇りと愛着を醸成」や2の「地域の活性化に貢献できる人材の育成」、基本目標2では2の「ICTの活用等による新たな学びの推進」や3の「実社会で必要とされる資質・能力の育成」、それから基本目標4でございますが、3の「優秀な教員志望者の確保と養成」、最後の基本目標8では3の「東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取組の充実」などを新たな施策の方針として掲げさせていただいております。

なお、詳細につきましては、別冊で報告第1号関係資料となっております「第2期石川の教育振興基本計画（仮称）」の中間まとめ（案）の中に記載のとおりでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、この後、パブリックコメントを実施し、広く県民の皆さんからの御意見をいただくとともに、「石川の教育振興推進会議」、これは4回目になりますが、ここであらためて協議したのち、今年度中に新たな教育振興基本計画を策定してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【質疑】

（中村委員）

「超高齢社会」の超高齢とはどのあたりの年齢からを言うんですか。

(平島教育次長兼教育振興推進室長)

具体的な年齢というものは厚労省関係を見ましても見あたらないのですが、少なくとも65歳以上の方々の人口割合が多くなることを言います。

(中村委員)

年齢が何歳からではなくて、65歳以上とかの高齢者の比率が増えるということですか。

(平島教育次長兼教育振興推進室長)

そうです。

(中村委員)

「超高齢化社会」って最近よく使われている言葉ですか。

少子高齢化社会が来て、高齢者がどんどん増えていくということですが、まあインパクトとしては強い言葉ですので、ちょっとお聞きしたのですが、意味合いは全人口に占める高齢者の比率が増えていくということですよ。

(平島教育次長兼教育振興推進室長)

文言についてはそうです。

(木下教育長)

世界的に見て、日本の高齢化率というのは非常に高いですよ。

(中村委員)

結局、移民の出来ない国ですからね。

フランスなんかは一所懸命に出生率を高める努力をしていますけど、中国なんかはこれから一番酷くなりますよね。パッとこれから日本を超すと思いますよ。

(眞鍋委員)

「生涯学習」という言葉と、「社会教育」という言葉を基本目標7のところで同時に使われていますよね。

それで「社会教育」の中身を具体的にみると、法律もあるのでそのままこの言葉を使われているのかと思うのですが、「生涯学習」と「社会教育」という言葉が混じって見出しに入っていると少し違和感があるのですが、言葉の使い分けと、この「社会教育の奨励・振興」とは、具体的には社会教育団体への支援という内容になるのかを教えてくださいませんか。

(篠原生涯学習課長)

「生涯学習」というのは本当に広い意味で、「社会教育」を含め「家庭教育」「学校教育」も全て含めたもので、「社会教育」というのは「学校教育」を除いて主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動と言うふうに位置付けられています。

「社会教育の奨励・振興」とは指針の施策の7の2にあります。社会教育関係団体というところも勿論入りますし、例えば市町にも社会教育関係職員として公民館職員もおり

ますので、その社会教育に関わる職員の資質の向上等を図ったり、あるいはネットワークづくりにも取り組んでいかなければならないと思っています。

「社会教育」の定義については、社会教育法に、「生涯学習」の定義については、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律に位置付けられています。

(横山委員)

資料22頁の「中間まとめ(案)の概要」を拝見する中で、現行から変わってきた表現だとか、順番のようなものが本当に毎年、毎年凄く考えられてやっつけていっしょるなど、凄く重要なことだと思います。

この間、画期的にいじめ・不登校が軽減したというところあるメディアの特集があったのですが、それは何かというと、毎日、子供たち一人ずつを褒めることだったんですね。

褒めてその子の自信を付けるという教育を1ヶ月行ったところかなり軽減したということで、卒業生の子も口を揃えて「自分に自信が持てた。新しい道が踏み出せた」ということを特集していました。

この(案)の中にめざす人間像として「個性や創造性に富む人間」とか、「人を思いやる心豊かな人間」という言葉は書かれてあるのですが、個を尊重するというか「タフな」と書かれていると凄く強いイメージもするんです。

それぞれの個性を尊重する、「人に注意が出来ない」裏返すと「心優しい」、「人に注意をする」裏返すと「人のお世話を焼いてやれる人」ということで、

やっぱり子供たちって褒められることで自分の存在が認められ「これで良い」って思いながら進んでいく、特に小学校低学年のスタート段階においてすごく重要なことではないかと思っています。

それぞれの個を尊重する、どんな個性も尊重し合っていくということが、時代的にはすごく重要なキーワードになってくるんじゃないかと思ひましてご意見を言わせてもらいました。

(平島教育次長兼教育振興推進室長)

今のお話で、特にいじめ・不登校ということに関してであります。別冊資料の46頁をご覧いただきたいのですが、上から2段落目「不登校を生み出さない学校づくりの推進」というところがございます。

こちらでは「居場所づくり」でありますとか「絆づくり」、これを中心に予防と言うと適切な表現じゃないのかも知れませんが、そう言ったようなことを「生み出さない」「作り出さない」そういう学校づくりを推進していくと、もちろんこれには授業改善が当然でございますけれど、児童・生徒が主体となる行事、そう言った集団でものをを行うというような活動、それから日々の授業の中での活動、そういうものを通して、それぞれの個の居場所づくりであるとか、それを認め合った上での絆を作っていくというようなそういう活動を中心に行っていく取り組みを行っていくことで、横山委員がおっしゃったような「お互いに認め合う」または「褒め合う」というようなことが可能になってくるんじゃないかというふうに考えています。

(橋正委員)

基本目標のところの「タフな」と言う言葉、こういう言葉は今までなかったんじゃない

かと思うのですが、このカタカナ2文字がすごく目に入ってくるんですが、どういう思いが込められているのでしょうか。

(平島教育次長兼教育振興推進室長)

「タフな」という言葉ですが、この言葉の中には「頑丈である」とか「粘り強い」、「しぶとく取り組んでいく」というような意味が込められているわけです。

特に企業の方々や保護者から、精神的なたくましさというものを有した子供たちや若者というものを求められているというような状況を踏まえまして、適切な言葉でないかも知れませんが「ヤフではない」いろんな困難に、難しい課題に立ち向かう、ぶつかってもそれにしっかりと立ち向かっていく、そこでめげないというような意味合い、そういう力をやはり教育で付けていかなければならないのではないかと、そういう意味で敢えて「タフな」と言う言葉を使用させていただいています。

(中村委員)

確かに産業界の中で、今の若い人達は忍耐・我慢強さが無いと言うか、修羅場を越えていないと言うか、豊かな中で、平凡に育ってきた中で厳しさとかに耐性がないということが大変重要なポイントであることは間違いないと思いますね。

我慢強く、人より努力していかないことには、日本のこれからというのはそれぞれの人達が成長していくのがなかなか厳しい世の中になっているので、やはり「タフな」と言う言葉の意味合いは十分理解できますよね。

(眞鍋委員)

私は「タフな」と言う言葉、あんまりカタカナを使わない方が良いなと思います。

「タフ」と言う言葉を日本語で言うと「頑健性」とかそういう言葉になるかもしれないですけど、最近の流れだと単に強いと言うよりはレジリエンス、しなやかな強さと言いますか柔軟性を持った強さというものが言葉としては流行と言いますか、そうなんですな。

レジリエンスと言う言葉も非常に分かりにくい言葉ですけど、ただ単に「タフな」人を作ると言うのは今の時代性にそぐわない感じはします。

(木下教育長)

科学的には「タフ」は「しなやか」「柔軟」と言う意味も入っているんです。

精神的な「しなやかさ」も「タフ」なんです。

(横山委員)

私も半年くらい前に「タフ」って言葉はなんだろうと、この中で一番目立ってくる言葉だなんて調べてたところ、確かに柔らかいインテリジェンスな部分も入っている言葉だったので、

ただ、それが伝わるかどうかと言うことですよね。

目標としてはあっても、その下の1番から8番の中にそういった「柔らかさ」とか「個人の尊重」みたいなことが含まれていないと、もしかしたら誤解を生むかも知れないと思いますね。

(木下教育長)

「個の尊重」は基本的に「道徳」の中に入ってくる。それは寛容性、自分と違う者に対しての寛容性をしっかりと持つ、これは道徳の一番大きなこれからの求められる部分でないかなというふうに思っています、基本的には生活習慣、社会規範のしっかり身に付けると言うことと、多様性に対する適用能力、これをしっかり身に付けていくというのが「道徳」なんだと理解しておりますので、その中に入ってくると思っています。

(中村委員)

結局、大変難しい中で家庭教育とかが人間を作っていく、人間力を高めていく時に不可欠なんですけれど、学校でどこまでそういうことを教えられていくかと言うことがね。

(木下教育長)

きっと教育では3つありまして、1つは幼児教育の中にどう取り込んでいくか、

今、自民党は幼児教育に力を入れようとしています、それは何かというと、6歳以上では身に付かないものがあるということがOECDの調査でも出てきている。

そうすると3歳から5歳、この幼児期にしっかりとそういう非認知能力、我慢強さとかコミュニケーション能力とかそういったものをしっかりと身に付けなければならない。

もう1つは生涯学習の話で出ているんですが、家庭の教育力に対する行政の支援、こういう形の中で少し家庭の教育力が落ちているところに対する行政の支援が必要になって来ているんじゃないかなと。

これはもしかすると貧困の連鎖というようなところにも関連してくる。単に家庭教師を付けて学力を上げるのではなくて、むしろ貧困家庭における最大の問題は子供たちに非認知能力をどう付けていくかと言うことなんだろうというふうに思います。

もう1つは、それでも学校にそういう少し力のない子供たちが入ってくると、そういう子供たちを低学年の学級の中で、教育的な教科指導の中でどう力を付けていくかと、こういう3つの構えで考えていかなければいけない。

ちょっと複雑な考えかなと、昔は家庭でやっていたんですがね。人間力を付けることはね。

(中村委員)

大家族制のファミリーは子供の躰が良いというか、道徳的にもやっぱりそういうことが伝わってきているんですよ。

だけど核家族になったり、今の時代の中ではなかなか子供の面倒を見られない親が増えてきたということがあり、大変重要なことになってきていますよね。

(木下教育長)

先程、横山委員からの「居場所づくり」、要するに自己肯定感をどう作っていくかと言うこともやはり本当は家庭の中に居場所がしっかりあって、愛情をしっかり受けていれば精神的にはタフになって、タフになれば人に対して寛容になれると言うことだと思うのですが、

(横山委員)

そういうことも含めた「タフ」なんですね。

(金田委員長)

この計画は教育大綱という形で今後想定されるのですよね。

(木下教育長)

総合教育会議の中でこの計画を大綱ということで位置づけをしていただいていると思いますので、この計画は最終的には教育委員会会議に諮りますけれど、その後に総合教育会議で知事を交えた形で大綱として承認していくという手続になっていくということです。

(中村委員)

昨日、愛知県の名古屋でトヨタ系の社長といろいろ話をしていたのですが、トヨタ系の会社はいろいろと知っているんですが、やっぱり愛知県の人が多いんですね。

トヨタが愛知にあるからトヨタに対する愛着と言いますか、愛知にいて、自分のふるさと、自分の村と言いますか、新城や豊橋、刈谷のものと田舎の方の人達、そういう普通なら田舎というところでも自分のふるさとに皆さんものすごく愛着を持っていて誇りに思っている。

昨日の人も「祭りの度に今でも新城の田舎に行っているよ」と、そういう人達がトヨタを支えているということで、やはりふるさとというものに対する誇りを持たせるということは極めて人間的にも大切だし重要だと思いますね。

(金田委員長)

この計画が向こう何年間の石川の教育の正に1つのベクトルを方向性を示すものになりますからね。

お願いをしたいことは、こういった計画はすばらしいものが出来ても実際に最前線の学校という組織がきちんとこれを受け止めて理解して意を汲んでやってくれるかどうかということで、最前線に立つ人の士気を盛り上げるようなそういう組織づくりも事務局は頑張ってもらいたいと思います。

報告第2号 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における石川県の結果概要について

(森山スポーツ健康課長説明)

資料26頁をご覧ください。

12月12日に文部科学省より発表されました「平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の結果概要」につきましてご報告いたします。

まず、Iの「調査の概要」についてご説明いたします。

1の「調査目的」から4の「調査内容」については、前年度同様で記載のとおりです。

5の「調査方式」につきましては、悉皆調査により行われており、6の「調査を実施した本県の公立学校数・児童生徒数」については記載のとおりでございます。

次に27頁、IIの「調査の結果」をご覧ください。

1の「実技に関する調査の結果」についてご説明いたします。

①「種目別の結果」については、本県の平均値は小学校男女及び中学校男女とも、全ての種目で全国の平均値を上回りました。

②の「体力合計点の結果」であります。これは各調査種目の記録を1点から10点に得点化した上で8種目分を合計した得点であり、80点が満点になります。

本県は小学校、中学校ともに全国平均を大きく上回り、全国の上位に位置しております。

このことは、平成18年度から本県が独自に実施している「児童生徒の体力・運動能力調査」の結果をもとに、各学校で積極的に体力アップに取り組んできた成果が表れているものと考えております。

続いて、28頁をご覧ください。

2の質問紙調査の結果について、主な内容を説明いたします。

「(1) 運動やスポーツをすることは好きですか」については、「好き」、「やや好き」と回答した本県児童生徒の割合は、小学校、中学校の男女とも全国と同程度という結果でした。

29頁をご覧ください。

「(2) 体育の授業は楽しいですか」については、「楽しい」、「やや楽しい」と回答した本県児童生徒の割合は、小学校、中学校の男女とも全国と同程度という結果でした。

また、「楽しい」と回答した本県児童生徒の割合は、昨年と比べますと小学校では同程度ですが、中学校では男子が昨年の44.4%が48.1%で3.9ポイント、女子は昨年の33.2%が36.1%で2.9ポイント高くなっており改善傾向にあると思っております。

今後、本調査結果をもとに体育の授業改善をはじめ、全ての公立小・中・高等学校で実施している「体力アップ1校1プラン」の一層の充実を図りながら、「運動やスポーツをすることは好き」「体育の授業は楽しい」と言う本県児童生徒を増やし、さらなる体力向上に努めて参りたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【質疑】

(中村委員)

今までで一番成績が良いのですかね。

(森山スポーツ健康課長)

体力合計点で見ますと、小学校の女子と中学校の男女が今までで最高となっておりますが、小学校の男子は昨年度を若干下回っております。

(橋正委員)

体力や運動能力というのはやはり続けること、それから辛抱すること、そういうことの上に成り立つと言いますかとても時間がかかることで、今日やったから明日体力が付くとかそういうもんじゃないと思えます。

そういうことからすれば、石川県がこれまで取り組んできたいろいろなものが少しずつ形になって、良い方向に現れてきているのかなあと思って私は結果を見ました。

こういった体力が付いてくると言うことは、これは勿論学力にも反映されていくのかな

あとと思っています。

子供たち本人も結果が見えてくると、続けることや辛抱が苦しみではなくて、逆に楽しみに変化してくる。そういうことから、良い傾向に、形になってきたなあと、

今言いましたように学力や他の面にもこれらが大いに波及していけば良いなあと、そういう面でも、子供たち自身にもよく頑張っているということを伝えるということがとても大事なことだと思っています。

とても良い結果だと思っています。

(金田委員長)

平成18年度からでしたか1校1プランは、いろいろと努力をしましたね。

そういう地味な努力が成果をもたらしたのではないかと思いますね。

それから、やはり体力と気力というものは非常に相関があると思います。

体力がある人は気力も旺盛ですし、それが次のチャレンジを保証してくれているんじゃないかと思います。

非常にこの結果は喜ばしいと思いますし、児童・生徒たちに自信を持たせながら次の挑戦を目指していただきたいと思います。

・閉会宣言

金田委員長が、閉会を告げる。